



軽自動車税は5月31日までに納めましょう

平成28年度軽自動車税の納税通知書兼納付書を発送しております。今年度は地方税法の改正に伴い軽自動車の種類によって税率が変動しています。お手元に納税通知書兼納付書が届きましたら、下表にて税額をご確認下さい。

原動機付自転車・二輪車

車両区分	プレートの色	年税額		
		平成27年度まで(改正前)	平成28年度以降(改正後)	
原動機付自転車	50cc以下	白色	1,000円	2,000円
	50cc超~90cc以下	黄色	1,200円	2,000円
	90cc超~125cc以下	桃色	1,600円	2,400円
	ミニカー	水色	2,500円	3,700円
二輪の小型自動車(125cc超~250cc以下)等			2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)			4,000円	6,000円
小型特殊	農耕用	緑色	1,600円	※改定なし
	その他		4,700円	※改定なし

※小型特殊については、税率改定なし。

三輪・四輪の軽自動車

3種類の税率(①現行税率・②新税率・③重課税率)に分けられます。

車両区分	平成27年度税率	平成28年度税率			
		平成27年3月31日以前の初度登録から13年を経過していない車両(①現行税率)	平成27年4月1日以後の初度登録車両(②新税率)	平成27年3月31日以前の初度登録から13年を経過している車両(③重課税率)	
三輪(660cc以下のもの)	3,100円	3,100円	3,900円	4,600円	
四輪以上のもので 660cc以下	乗用	自家用	7,200円	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	5,500円	6,900円
	貨物用	自家用	4,000円	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,000円	3,800円

※初度登録は、自動車検査証(車検証)の初度登録年月をご確認ください。[基準日]平成28年4月1日

グリーン化特例(軽課)とは・・・

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録した車両のうち、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両(下表参照)は、その燃費性能に応じて軽自動車税の税率を軽減する特例措置の事です。この特例は、平成28・29年度課税分に限り適用されます。

【燃費基準】

- A 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低)【75%軽減】
- B 乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車【50%軽減】
貨物用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車【50%軽減】
- C 乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車(Bを除く)【25%軽減】
貨物用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車(Bを除く)【25%軽減】

※B、Cについては、ガソリンを内燃機関燃料とする軽自動車に限りです。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証(車検証)の備考欄に記載されています。

車両区分	基準年税額	A(年税額)	B(年税額)	C(年税額)
軽減税率(基準:②新税率)	②新税率	75%軽減	50%軽減	25%軽減
軽三輪	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
軽四輪	乗用・自家用	10,800円	2,700円	5,400円
	乗用・営業用	6,900円	1,800円	3,500円
	貨物・自家用	5,000円	1,300円	2,500円
	貨物・営業用	3,800円	1,000円	1,900円

1. 軽自動車等の廃車届出について

軽自動車税は毎年4月1日の所有者に課税されます。軽自動車等を廃車、名義変更及び新規取得した場合は速やかに届出を行って下さい。手続きなされない場合、毎年軽自動車税が課税されます。なお、車の種類によって手続き先が異なりますのでご確認ください。

車両の種類	手続き先	届出に必要なもの
125cc超以上のバイク、四輪貨物、四輪自動車	軽自動車協会 ☎098-877-8274	①標識 ②印鑑 ③自動車検査証 ④納税証明書又は領収書
125cc以下の原動機付自転車、ミニカー、小型特殊自動車	久米島町税務課 ☎985-7127	①標識 ②印鑑 ③標識交付証明書

2. 身体障がい者(身体障害者手帳等を持っている方)に対する減免について

身体障がいの方が専ら使用する軽自動車等、これらの方と生計を一にする方またはこれらの方を常時介護する方が、その身体障がい者のために専ら使用する軽自動車等で、一定の条件に該当する場合は納期限までに「減免申請書」を提出することで軽自動車税の減免が受けられます(1台に限る)。

※ご持参するもの:障害者手帳、印鑑、運転免許証、減免を受ける軽自動車等の納税通知書兼納付書、自動車検査証(有効期限内の車両に限る)

~平成28年度 小児・身障者割、航空運賃還付申請について~

4月1日以降 JTA・RAC(久米島-那覇) 搭乗分の還付申請受付を行っています。あじま一館内「商工観光課」にて申請のお手続きをよろしくお願い致します。

【還付金の申請方法】

※手続きに必要なもの

- 飛行機に乗ったことを証明できる書類
- 離島住民カード(※1)
- 印かん
- 通帳の写し
- 身障者手帳

※飛行機に乗ったことを証明できる書類について

- ①「領収書 + 搭乗証明書」
 - ②「eチケットお客様控え + 搭乗証明書」
 - ③「搭乗券」or「ご搭乗案内(レシートタイプ)」
- ①~③のいずれか

「搭乗券」or「ご搭乗案内(レシートタイプ)」とは…保安検査場で入場する際に読み取り機にタッチするバーコードのついた券又はタッチした際に発行されるレシートタイプになります。



※1「離島住民カード」の有効期限が切れましたら、再発行後、申請の際、ご提出下さい。

航空運賃(久米島-那覇) 還付金額表	運賃種別(種別コード)	片道運賃	還付金額
	小児者	離島割引(WK)	5,100円
小児普通運賃(CH)		※4,900~4,950円	1,350円
身体障がい者	離島割引(WK)	5,100円	450円
	身体障がい者割(HF)	7,750円	3,100円

※上記運賃種別コード以外は還付対象外です!! ※小児普通運賃:ピーク期間(7/1-8/31)の料金は4,950円です。

◇申請の受付は 商工観光課(あじま一館)のみで行っております。

受付時間 8:30~17:15(12:00~13:00、土・日・祝祭日は除く)

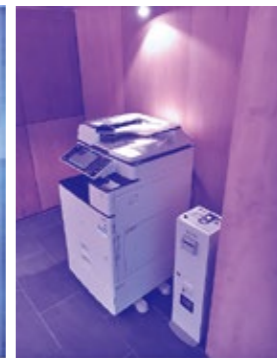
◇申請は搭乗後になります。なるべく早めに申請してください。

◇搭乗券等は紛失しないよう、十分ご注意ください。

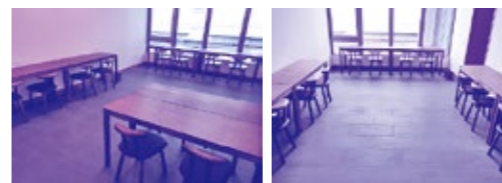
お問合せ 商工観光課 ☎851-9162



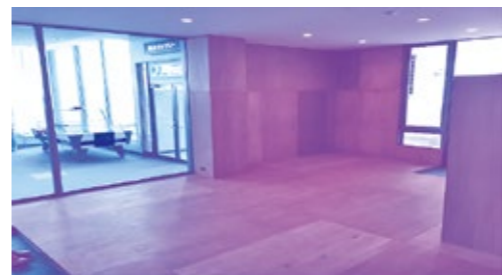
△久米島空港2階 カフェ「風人」(かぜびと)完成写真(入口側より撮影):写真左手はレジカウンター、レジ奥は厨房スペース。写真中央の棚は利用者向けの雑誌や書籍を置きます。写真右手はコピー機スペースです。



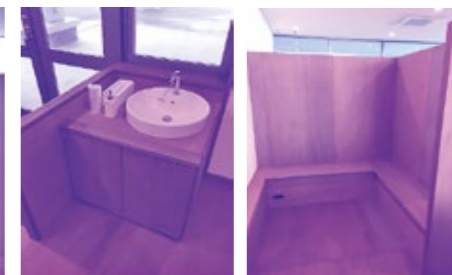
△コピー機:資料のコピー以外に、スキャンやJPEG・PDFのデータ印刷も可能です。



△「風人」奥のスペース:コーヒー等を注文しカフェのように利用することができます。壁際コンセントからPCやタブレットの電源を取ることができます。また奥のスペースは貸切が可能で小セミナー(12名程度)や会議などができます。遮光スクリーンで暗くできるので、プロジェクターを使ったプレゼンテーションや映像鑑賞も可能です。テーブルと椅子は用途に合わせてレイアウトを変更できます。



△久米島空港2階 キッズルーム「風童」(かぜわらべ)完成写真(入口側より撮影)



△「風童」洗面コーナー:オムツ交換ができます。 △「風童」授乳コーナー:ゆったりと授乳ができます。

お問合せ プロジェクト推進室 ☎098-985-7141

久米島空港2階に「コワーキングカフェ」「風人」(かぜびと)と無料キッズルーム「風童」(かぜわらべ)が4月末にオープンしました。本号では写真と各機能を紹介いたします。島内の皆様がりラックスしてデスクワークやカフェ利用ができる環境を目指します。

前号に続き、久米島空港2階の新スペースを紹介いたします。

風の帰る木林

定期便り

第7号

今月の担当 久米クリエイション 渡辺 信介